

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
<http://www.yokota-kougai.com>



最高裁に上告決定 飛行差止・将来請求もとめて！ さらに前進しよう！

第2次新横田基地公害訴訟原告団、及び
ご支援の皆様

訴訟行動にご協力ありがとうございます。

6月6日の高裁判決を受けて6月10日に弁護団及び原告団幹事会の合同会議を開催しました。判決の内容を検討した結果、賠償額及び防音工事の減額割合は一審判決を維持し一定の評価が出来るものの、我々の要求の柱である違法騒音をなくすための飛行差し止めや、同じ裁判を繰り返さなければならない事を防ぐための将来請求は受け止めてもらえませんでした。

熟慮の結果、このままでは違法騒音はなくなる！との結論に達し上告を決定しました。ご理解ください。

なお、この判決を受けて原告団・弁護団は6月12日に防衛省・外務省へ要請行動を行いました。判決で違法騒音が長期間続いている点を裁判所が認めている事、新たに問題になってい

る危険なオスプレイの飛行、低周波音被害の問題解決に向けて対策をせよ！と要請を行いましたが、誠意ある回答はいただけませんでした。

防衛省・外務省にとっても、米軍の行動はかなりの難題であるように感じました！この騒音被害問題は、根気よく裁判で闘い続けなければなりません。みなさん、根負けせず！がんばりましょう！

【原告団 団長代行 中島 利美】



高裁判決要旨と訴訟の今後

飛行差止め認められず 抜本的な被害救済を 最高裁に求めよう

この訴訟において、私たちは、午後7時から午前7時までの間の横田基地の米軍機と自衛隊機の飛行差止めを求めてきました。

しかし、今回の控訴審判決も、第一審判決と同様に、米軍機についても、自衛隊機についても、飛行差止請求を一切認めませんでした。

午後10時から午前6時までの間における米軍機の飛行を制限している日米合同委員会合意

「横田飛行場騒音規制」（1993年11月改正）について、米軍に対して努力を求めたものにすぎないと第一審判決で指摘された点は、控訴審判決では削除されました。しかし、控訴審判決においても、この日米合同委員会合意を根拠とする米軍機の飛行差止請求は認められませんでした。

裁判所が過去分の損害賠償金の支払いを日本政府に対して命じる判決をするだけでは、抜本的な被害救済を図るとい司法権としての役割を果たしたことになりません。CV-22オスプレイの配備などの横田基地の機能強化に対する歯止めにもなりません。最高裁に対しても、横田基地の航空機の飛行差止めを認めるよう求めていきます。 【 弁護士 中村 晋輔 】

将来損害賠償も認めず さらに最高裁で争う

過去分の損害賠償については、一審判決の金額(85W12,000円、80W8,000円、75W4,000円)を維持しました。

将来の損害賠償請求に関しましては、控訴審も「比較的短期間のうちに、横田飛行場の使用状況が大きく変化することは想定しにくく、一審原告らが受ける被害の実態も、一審原告らが死亡したり、転居したりした場合を除けば、変化の可能性は考えにくい」と判断し、また、将来請求を認めても極めて短いものに限定せざるを得ないとは判断しましたが、短期間であっ

ても、請求異議の訴えを起こす一審被告の負担が大きいこと(及び救済の効果が小さいこと)から結論として、一審判決と同様、却下の判決となりました。

控訴審も短期間のうちに横田基地の使用状況が変わることはない判断しているのですから、その短期間だけでも将来の損害賠償請求を認めるべきでした。

にもかかわらず、周辺住民の救済よりも国側の負担を重視し、却下の判決をした高裁判決は到底容認できるものではありません。

横田基地の航空機の飛行差止めと同様、将来の損害賠償請求については、騒音被害に苦しめられる周辺住民の救済のため、最高裁でも主たる争点として争うこととなります。

【 弁護士 杉野 公彦 】



オスプレイの被害は認めたものの、賠償額はかわらず

控訴審判決では、オスプレイの危険性は認め、またオスプレイにより騒音が増加した可能性があること、多くの原告が騒音被害を訴えていることまでは認めたものの、残念ながらそれにより差止めを認めることも賠償額の増加も認めることはありませんでした。

判決は、さらなる調査を実施すれば告示コンターと異なるコンター図が作成される可能性は否定できないとしながら、代わるものがないという理由で現状を追認する形となってしまっ

ています。

最高裁では基本的に新たな立証は予定されていないため、今回の訴訟ではここまでとなりますが、今後もオスプレイが原告の皆様をはじめ、基地周辺住民へ被害を与えることは間違いないと思われるため、今後も継続して訴え続ける必要があると思いますし、裁判所の理解を得るためにもさらに検討を続ける必要があると思います。【 弁護士 河津 良亮 】

低周波音被害 国による大規模な調査を行うことが望ましいと言及

被害について、控訴審判決は、一審で否定された胎児への影響、騒音で自動車の音が聞こえず交通事故に遭うかもしれないという不安について、精神的被害の一要素として認めました。

また、編集作業など知的作業への影響、子どもへの影響、心筋梗塞等についてガイドラインなど根拠資料のある不安感とするなど、被害の内容をより具体的に認定しました。更に、低周波音に関して、低周波音の影響が現実に生じていること、家具などの振動が生じること（ビデオ映像で示されているにもかかわらず）は認めませんでした。 「原告らが低周波音による被害を受ける可能性があるとは言える」ので、

「低周波音による被害の可能性を、騒音被害の

一要素として考慮する」として、控訴審で提出した測定結果報告書の信用性を認め、国が低周波音について大規模な測定・調査を行うことが望ましいと述べたことは評価できます。原告のみなさんに、尋問、現地調査、低周波測定調査等へご協力いただいた成果です。しかし、これらの被害を認めたにもかかわらず、差し止めは否定し賠償額も変わらない点で、裁判所は、被害を理解せず、過小評価しています。

被害の実体、低周波問題については、上告では直接争わない部分ですが、今後の課題として、みなさんの被っている被害を伝える努力をしていきたいと思います。

【 弁護士 村頭 秀人・ 與那嶺 慧理 】

70W原告の訴え届かず WHO新環境騒音ガイドラインを日本基準に！

控訴審判決は、70W原告の請求を退ける判断をしました。控訴審では、現行コンター外の地域である昭島市の移動測定点（拝島第三小学校）の騒音測定データ等を提出し、主張を補充したことで、コンター外の地域において居住する方々が一定の騒音を感じていることは明らかであると認定したものの、その被害がコンター内の地域と同程度のものということとはできないとして、70W原告の請求を認めませんでした。この控訴審判決は、わが国の環境基準がLden57（70W）とされていることや、70W原告の方々が口々に被害を訴えていることに正面から向き合わない判断で

した。

2018年、WHO欧州事務局は、新しく環境騒音ガイドラインを作成し、同ガイドラインでは、勧告値がLden45dBとされました。これはW値にすると58Wであり、わが国の環境基準よりも大幅に厳しい値です。このような国際的な考えも踏まえると70W原告の方々について、受忍限度を超える被害を受けていると認定しない判断は不当と言わざるを得ません。今後も、コンター外の地域の騒音状況や被害の訴えを注視し、努力を続けていきます。【 弁護士 富田 隼 】

第44回全国公害被害者総行動



今年で第44回となる全国公害被害者総行動が、6月5日に行われました。公害の原点ともいわれる水俣病は公式確認から63年の歳月を経て今も解決に至らず、イタイイタイ病、大気汚染、薬害、基地騒音の増大、アスベストなどの公害に加え、さらに2011年の原発事故に起因する被害などの解決に向け、政府・関係企業に交渉と抗議を行いました。

6月5日昼、全国基地連と弁護団は弁護士会館会議室に集合、環境省・国土交通省・防衛省・外務省への要請内容の事前打ち合わせが行われました。この時間帯と並行して、全国から集結した公害被害者団体が日比谷公園かすみ門をスタートし、官庁街デモ行進が行われました。デモ行進には私たち原告団からも25名が参加し、「静かな空をもとめて」の横断幕と旗を掲げ意気高く行進しました。

午後1時30分からは2グループに分かれて環境省と国土交通省の交渉が始まります。

環境省交渉では航空機騒音被害にとどまらない、基地環境汚染の実態を示しました。それは、沖縄県が公表した平成30年度有機フッ素化合物調査結果です。普天間・嘉手納両飛行場周辺の湧水、地下水から、米国勧告値(70ng/L)を超えるPFOS(ピーフォス)等が検出されたことが判明し、これを受けて①汚染原因を調査し、公表すること。②汚染除去に向けた具体策を策定し実行すること。③今後の汚染防止対策を策定し公表することを要求しました。全国の基地でも使用されている泡消火剤による発がん性の高いPFOSが米国勧告値の10~30倍の濃度で検出されたのです。横田基地周辺にも、湧水池が随所にあります。果たして大丈夫なのか、今後の検討課題であると思いました。



6月5日 環境省交渉

(5ページに続く)

国交省交渉では、2020東京オリンピック・パラリンピック期間中に横田基地を民間機が離着陸するとの報道を得て、これまで以上の騒音の増大は、断じて許せない。しかも、オリ・パラ後も永続的に軍民共用となることを懸念している事を伝えました。昨年まで申し入れていた危険な嘉手納ラブコンについても要請しました。

その後合流して、50名の要請団で本丸の外務省・防衛省交渉に臨みました。オスプレイの危険な飛行やパラシュート降下訓練の問題を取り上げましたが、まともな回答が無く「米軍部隊の練度維持向上を図り、即応体制を整える観点から、必要な訓練の一環として実施していると承知」などの回答で、現場住民の生活を顧みない回答には憤りを感じざるを得ません。



6月5日 50名の要請団で臨んだ外務省・防衛省交渉

この日の最終は虎の門・ニッショーホールでの総決起集会です。集会の冒頭は、この間お亡くなりになった水俣病不知火患者会会長の大石利夫さんと第2次新横田の大野芳一団長への黙祷から始まりました。

総決起集会は全国の公害被害者が年に一度つどう場です。特に今年の集会は、大気汚染公害のたたかいをメインに報告されました。大気裁



判の終了後も健康被害の実相を明らかにし、被害があればきちんと制度を作り補償をさせるという活動を続けておられることに敬意を表します。

集会の最後に中山裕二事務局長からの基調報告で「明日の第2次新横田基地公害訴訟の控訴審判決に駆けつけて下さい！」と力強く訴えられました。

私は総行動デーの翌日が横田控訴審判決と決まった1月31日の結審日の時は、このような展開になるとは予想だにしていなかったが、翌6月6日の高裁前にミナマタや有明など100名ほどの方が、バス2台で駆けつけ判決旗出しを見守ってくださった光景は、43年の歴史を持つ公害被害者総行動の団結の力を見た一幕でありました。 【事務局 渡邊てつよ】



6月6日 大野さん、清水さんの遺影を先頭に高裁へ

平和を訴えるトランペッター松平晃さんも駆けつけました。沖縄を返せのメロディーにのせて入廷行進。



声 明

2019年6月6日

第2次新横田基地公害訴訟 原告団
団長代行 中島 利美
第2次新横田基地公害訴訟 弁護団
団 長 関島 保雄

本日、東京高等裁判所第21民事部（中西茂裁判長）において、第2次新横田基地公害訴訟の控訴審判決が言い渡された。

第2次新横田基地公害訴訟は、1000名余の横田基地周辺住民が、国を被告として、横田基地を離着陸する米軍機及び自衛隊機の夜7時から朝7時までの飛行差止めと損害賠償を求めて提訴したものである。

本日の控訴審判決は、WECPNL（以下「W値」という）75以上の地域に居住する原告について損害賠償を国に命じる一方で、米軍機等の飛行差止めや将来にわたる損害賠償請求（将来請求）、W値75未満とされた地域に居住している原告の損害賠償請求を退けた。

本判決は、昨年正式配備されたCV-22オスプレイによる被害の増大や、低周波音が物的・身体的影響を与えている事実を認め、国による大規模な調査を行い対策を講じることが望ましいとまで述べた。そして、W値75以上の地域において、米軍機等により受忍限度を超える違法な騒音被害が広範囲にわたって生じていることを改めて認定した。また、賠償額について、原告の被害からすれば未だ十分な水準とはいえないものの、横田基地に関する従来最高裁判決から増額した原判決を維持した点は一定の評価はできるものである。

しかし他方で、本判決は、一審判決を無批判に踏襲し、飛行差止め及び将来請求、W値75未満とされた地域の原告の損害賠償についてこれを認めなかった。本判決がW値75未満として損害賠償を認めなかった地域は、2005年の騒音コンターの見直し以前はW値75以上の地域とさ

れていた。現在も被害の実態は2005年以前と変わらず、しかも国の定めた環境基準（W値70）以上の騒音被害を受けていることが明らかであるにもかかわらず、本判決の判断は、その被害を過小評価したものであり極めて不当である。さらに、本判決は、飛行差止め請求にこめられた、せめて静かに眠れる夜と家族の団らん・休息の時間を確保したいという原告らのささやかな願い、百歩譲って飛行差止めを認めないのであれば、何度も裁判を起さずとも被害救済をしてほしいという将来請求にこめられた原告らの切実な願いのいずれにも応えなかった。1981年の旧横田基地訴訟の一審判決以降、全ての判決において、横田基地周辺に違法な騒音被害が生じていることは一貫して認定されてきた。にもかかわらず将来請求すら認めないことは、違法状態が継続してきた事実から目を背けることであり、被害救済を図るという司法の役割を放棄したものと一言しなければならぬ。

私たちは1年余の控訴審の期間で原告団長及び事務局長を病によって失った。今回の裁判提訴後に亡くなった原告も少なくない。騒音被害のない当たり前の生活をしたい、子どもや孫の世代にまで被害を引き継ぎたくないというごく当然の願いを実現するために、人生のうちの多くの時間と労力を裁判に費やさなければならず、しかも何十年たっても未だにそれが実現していないという「法治国家日本」の現状に憤りを禁じ得ない。第2次新横田基地公害訴訟原告団・弁護団は、「静かな空」を取り戻す日まで、今後も全力を挙げて闘い続けていく決意である。

以上

横田基地訴訟と日米地位協定 そこに存在する壁

憲法の上に日米地位協定があり、
国会の上に日米合同委員会がある

賠償金250億円支払拒否の
アメリカ

アメリカは第2次世界大戦以来、地球規模での軍事作戦を可能にするため、海外に兵力を常駐させる戦略をとってきました。そのためアメリカ兵などの要員を「保護」し、受け入れ国の法律に制約されずに軍事作戦が可能にするための枠組みとして地位協定が作られました。

日本では日米安保条約に基づき地位協定では、日本全土に基地を置き、移動のため日本中の空域の使用を可能とし、提供された基地を米軍の許可なしに立ち入れられない排他的管理が認められています。そして米軍・軍属の特権的地位が守られるなど今も植民地状態が続いています。

「憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」と沖縄県の翁長前知事は生前訴え、日本の地位協定の抜本的見直しを求めています。

地位協定見直しへの高まり 全国知事会で

沖縄県の辺野古への新基地建設問題を巡って民意を無視する安倍政権の理不尽さを訴え続けてきたこともあり、昨年7月、全国知事会は、「米軍基地負担に関する提言」を発表し、「締結以来一度も改定されず国内法の適用や自治体の立入権がないなど、十分とはいえない現況である」と指摘しました。多摩地域では小金井市、小平市、多摩市、羽村市、三鷹市、東久留米市の6自治体から意見書が出されるなど改定への機運が高まっています。

・全国で7つの道県議会と124の市町村議会で「日米地位協定見直し」意見書が採択されています。
(2019年5月17日時点集計)
・沖縄県では2018年7月以前に同趣旨の意見書がほとんどの自治体で採択されています。

この地位協定が横田基地訴訟とどのように関わり、問題があるのかについて示したいと思えます。これまでの騒音訴訟で確定した賠償金の総額は約260億円で遅延損害金を含めれば約330億円に上ります。民事請求権を定めた地位協定18条には、賠償額の75%をアメリカが、25%を日本が負担すると規定しています。ところがアメリカが負担を拒んでいること(岸田外相、2017年3月参院外交防衛委員会)を明らかにしました。屈辱的な地位協定すら守らないごう慢なアメリカを許していることは大問題です。

**裁判所よ！
司法の威厳をかけて第三者行為論を
うち破れ！**

250億円を踏み倒しているアメリカに対して弱腰なのはこれだけではありません。

「横田飛行場における航空機騒音の軽減措置」(昭和39年4月の日米合同委員会合意)で最低飛行高度が決められました。しかし日本の航空法で決められた最低高度基準も地位協定に基づく航空法特例法によって適用されないのが実態なのです。私たちが求めた飛行差止め請求を、「その支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり理由がない」と切り捨てる日本の裁判所。

そこに存在する壁を崩すことは並大抵な事ではありませんが、自治体や地域から地位協定の不平等性と日米合同委員会の不透明性を明らかにし、世論に訴えていくことが今こそ求められているのではないのでしょうか。

【原告団事務局長 奥村 博】

横田の低空飛行訓練が長野県まで拡大

5月30日、長野県佐久地域で突然市街地上空を2機の軍用機が超低空飛行。見たこともない飛行物体に驚いた住民からの苦情や問い合わせが佐久市役所に相次いだ。実際の飛行を目撃した佐久市長も長野県危機管理室に問い合わせた。後日の調査で2機は横田基地所属のC130Jであったと判明しました。

横田空域は日米地位協定で飛行訓練区域として提供されてるものではないが、航空管制を米軍が行っているために、勝手に訓練空域にされこのように好き勝手に、長野県佐久地域まで訓練が拡大されている。



5月30日 佐久地域に超低空飛行で現れた横田基地所属のC130J



6月9日 横田基地への「オスプレイ配備反対連絡会」の定例署名宣伝を中央線豊田駅北口、南口で行った。駅直ぐ近くに「イオンモール」があるが、マイカーでの買物客が多く人出は少ない。ここ豊田駅周辺も横田基地への飛行コースに近く飛行騒音への関心は高い。

私も横田基地の変化と動き、控訴審判決について話をさせていただいた。6団体共闘は粘り強く、これからも周辺地域の駅頭での毎月の定例宣伝を続けていきます。この日、原告団からは10名参加し、全体でも20名以上の参加であった。原告団の集約は30筆でした。【奥村】

オスプレイの横田基地配備を撤回する署名行動

皆さんの参加、地元の賛同者の方々の協力を呼びかけます

- 7月27日(土) 13時~14時
JR青梅線 昭島駅北口
- 9月1日(日) 13時~14時
JR青梅線 福生駅東口

訴訟委任状は7月12日までに

上告及び上告受理申立ての手続きを進めるにあたり訴訟委任状のご提出をお願いしています。昨年(2018年)9月30日時点で、騒音被害地域に居住していた方が委任状提出の対象者となります。ご記入の際は、氏名横の押印と記入用紙上部の捨て印をお忘れなく!

原告団活動日誌

- 5/13 定例事務局会議
- 5/15 弁護団会議に出席
- 5/20 第75回原告団幹事会
- 5/21 原告団ニュース第51号発行・発送作業
- 5/23 判決前記者レクチャー
- 5/30 弁護団会議に出席
- 5/31 八王子合同法律事務所45周年レセプション出席
- 6/5 全国公害被害者総行動・政府要請&総決起集会
- 6/6 全国基地爆音訴訟連絡会議事務局会議
- 6/6 第5回口頭弁論(判決) & 報告集会
- 6/9 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @豊田駅北口南口
- 6/10 弁護団・原告団合同会議(上告検討)
- 6/12 判決を受けて政府要請@参議院議員会館
- 6/14 日米地位協定の抜本的見直しをめざす全都学習会参加
- 6/17 第76回原告団幹事会
- 6/21 オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席
- 6/25 原告団ニュース編集会議
- 6/26 委任状依頼発送作業
- 7/8 定例事務局会議